

令和7年度市町村住宅補助制度

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
宮崎市	給排水設備課	0985-26-7550	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度	くみ取り式便所を水洗便所に改造、または浄化槽の機能を廃止して公共下水道、農業集落排水処理施設に接続する場合に、上下水道局が指定する金融機関への工事資金の融資あっ旋を行う。また、その工事が完了（供用開始から3年以内）し、完済した方に対して利子補給を行う。	
		0985-26-7512	水洗便所改造等資金助成制度	くみ取り式便所を水洗便所に改造、または浄化槽の機能を廃止して公共下水道、農業集落排水処理施設に接続する場合に、要件を満たす方について工事費用の一部を助成する。水洗便所改造資金融資あっ旋制度との併用も可能。	
	環境施設課	0985-40-2422	公設合併処理浄化槽整備促進事業	公共下水道計画区域外及び農業集落排水処理区域外にお住まいの方の申請に基づき、市が公設で浄化槽を設置し、維持管理を行う。 5人槽の場合 設置に係る分担金 89,000円 毎月の使用料 3,880円	
			生活雑排水処理促進事業	単独処理浄化槽又は汲み取り槽から公設合併処理浄化槽へ転換を行う際の宅内配管工事費用の一部を助成する。	
	介護保険課	0985-21-1777	高齢者等居宅介護住宅改修補助事業	一定の要件に該当する介護保険法の要支援者、要介護者を対象に、浴室、トイレ、スロープ等の改修に要する費用の一部を助成する。	
	障がい福祉課	0985-21-1772	重度障がい者住宅改修費助成事業	一定の要件に該当する障がい者が、現在居住している住宅を改修する際に、その改修費用の一部を助成する。	
	道路維持課	0985-21-1802	宮崎市生活道路整備助成金事業	市道編入又は市道に面する土地の建築後退のため、土地所有者等が狭隘道路の整備に伴う道路用地の寄附をする際、分筆登記に要した費用の一部を助成する。	
	都市計画課	0985-21-1811	危険な空き家等除却推進事業	不良住宅または特定空家等として指定している建築物を対象に、解体費用の一部を補助します。 ・居住用を目的とする空き家等 補助対象経費の1/2以内、上限40万円	①既存住宅（空き家を含む）の解体
	建築行政課	0985-21-1813	宮崎市木造建築物等地震対策促進事業	昭和56年以前に建築された木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	空き家についても対象（除却、建替えは除く）
			宮崎市民間特定建築物耐震診断補助事業	特定建築物（分譲共同住宅を含む）の所有者等が実施する耐震診断に要する費用の一部を助成する。	空き家についても対象
			宮崎市瓦屋根耐風対策事業	令和3年12月31日以前に着工された建築物で、屋根が粘土瓦またはプレスセメント瓦で施工されているものについて、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に要する費用の一部を助成する。	空き家についても対象
			がけ地近接等危険住宅移転事業	「災害危険区域」、「がけ地近接区域」又は「土砂災害特別警戒区域」内にある住宅で、条例制定前又は新たな区域指定前に建設されたもの（既存不適格住宅）について、既存住宅の除却及び移転・建設費用の一部を助成する。	
			宮崎市危険ブロック塀等対策事業	道路に面した危険なブロック塀等の、除却及び建替えに要する費用の一部を助成する。	空き家についても対象

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
都城市	建築対策課	0986-23-2585	狭隘（きょうあい）道路拡幅整備事業	建築行為に係る狭隘道路の拡幅整備に要する分筆・登記費用及び工作物等の撤去費用の一部を助成する。	
			木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行う。	
			都城市木造住宅耐震診断事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			木造住宅耐震改修ローコスト工法アドバイザー派遣事業	改修工事費を低減するローコスト工法アドバイザーの派遣を行う。	
			都城市木造住宅耐震改修事業	所有者が行う耐震改修（補強設計と改修工事をパッケージで行うもの）について、その一部を補助する。	
			都城市安全住宅住替え等支援事業	耐震性の無い住宅の建替・除却について、その一部を補助する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	小学校周辺で、倒壊の危険性の高いブロック塀などの除却費用および建替費用を補助する。	
			アスベスト対策推進事業	アスベストの分析調査にかかる費用および除却などの工事にかかる費用を補助する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	危険住宅の除去等に要する費用と、新たな住宅の建設又は購入に要する借入金の利子に対して補助をする。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			不良空き家解体事業	居住誘導区域にある不良空き家（市が判定したもの）を対象に、解体除却に要する費用の一部を補助する。	①既存住宅（空き家を含む）の解体
	環境政策課	0986-23-2130	浄化槽設置整備事業	公共下水道や農業集落排水処理区域以外の個人住宅や店舗併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住居として使用される建物）で、汲み取り式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換をする者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	いきいき長寿課	0986-23-3184	在宅高齢者転倒予防住宅改修	一定の要件に該当する要介護認定、要支援認定をもたない在宅高齢者を対象に、手すりや踏み台、スロープの設置に要する費用の一部を助成する。	
	介護保険課	0986-23-2114	介護保険居宅介護住宅改修	介護保険法の要介護認定者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
			介護保険介護予防住宅改修	介護保険法の要支援認定者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
	障がい福祉課	0986-23-2980	身体障害者（児）住宅改修事業	一定の条件に該当する身体障害者を対象に、住宅を居住に適するよう改修するための費用の一部を支給する。	
	商工政策課	0986-23-2983	都城市住宅リフォーム促進事業	一定の要件を満たした住宅の修繕、補修、改築や増築また、住宅に付属する設備等の設置、修繕等の費用の一部を助成する。	
	地域振興課	0986-23-7146	中山間地域等出店支援事業	中山間地域等に所在する空店舗や空家を活用しようとする者を対象に、一定の条件に該当する店舗の出店に係るリノベーション工事、解体工事、施設整備費用の一部を助成する。	
延岡市	介護保険課	0982-22-7071	居宅介護住宅改修費	介護保険法の要介護者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
			介護予防住宅改修費	介護保険法の要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
	障がい福祉課	0982-22-7059	障がい者等住宅改修費給付事業	一定の要件に該当する障がい者を対象に居住する住宅の手すり、段差解消などの改修に要する費用の一部を助成する。	
	生活環境課	0982-22-7001	浄化槽設置整備事業	くみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者が、一定の要件を満たす場合、工事に要する費用の一部を助成する。	
	人材政策・移住定住推進室	0982-20-7176	移住子育て家賃補助	移住子育て世帯が負担する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助する。（最大12ヶ月、看護師等世帯への上乘せ有）	
	建築指導課	0982-22-7034	延岡市木造住宅耐震診断促進事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの ※空き家であっても補助の対象
			延岡市木造住宅耐震改修支援事業	所有者が行う耐震化につながる工事について、その一部を補助する。	
			木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行う。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの ※空き家であっても補助の対象
			ブロック塀等地震対策事業	道路に面した危険なブロック塀等の除却及び復旧費について、その一部を補助する。	
		0982-22-8540	狭あい道路拡幅整備事業	建築行為を行う場合に、後退用地内の擁壁、塀、植栽等の除却費用の補償をするとともに、測量を行い、後退用地部分の分筆及び市への寄付手続きを行う。	
	空家政策推進室	0982-20-7170	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			移住・子育て住まい支援事業	移住世帯や子育て世帯の住宅支援と空家対策の一環として中古住宅の流通促進を図るため、中古住宅等の取得に対して、購入費の一部を助成する。	
			延岡市住宅再生リフォーム商品券事業	現住居のリフォーム又は空き家の除却に対して、プレミアム付きのリフォーム商品券を発行する。（プレミアム率10%）	
			延岡市空家等対策推進事業（不良空家除却補助）	不良空家の除却に要する費用の一部を補助する。	
			延岡市空き家バンクリフォーム補助事業	延岡市住み替え住宅バンクに登録された空き家を対象として、購入された方または所有者のいずれかに対して、リフォーム工事費用および家財類の処分費用の一部を支援する。なお、仲介手数料については、購入された方および所有者のいずれに対しても一部支援する。	③空き家であることを条件とする改修

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
日南市	下水道課	0987-23-9977	浄化槽設置整備事業	下水道全体計画区域内の事業計画区域外及び公設合併処理浄化槽事業で不承認となった住宅等に、合併処理浄化槽を新設、若しくは単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合に下記の補助金を交付。 (5人槽：332,000円/6～7人槽：414,000円/8～10人槽：548,000円)	
			公設合併処理浄化槽事業	下水道全体計画区域外及び漁業集落排水事業区域外の住宅等に、市が合併処理浄化槽を設置・維持管理を行うもの。使用者は毎月の使用料と下記の工事分担金(1回)を負担。 (5人槽：87,000円/6～7人槽：104,300円/8～10人槽：137,500円)	
	生涯学習課	0987-31-1145	伝統的建造物群保存事業	飢肥伝統的建造物群保存地区の歴史的景観形成に寄与する修理・修景事業において、特定物件の修理に8/10以内、特定物件以外の修景に8/10以内（但し、建築物は1,000万円、工作物は300万円のそれぞれ上限あり）で補助金を交付する。	
	財産マネジメント課	0987-31-1140	がけ地近接等危険住宅移転補助金制度	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
			木造住宅耐震化普及促進事業（耐震診断事業）	耐震診断に要する費用の一部を補助する。（限度額：13万円）	
		0987-31-1189	木造住宅耐震化普及促進事業（耐震改修総合支援事業）	耐震診断において基準値未滿と判定された木造住宅に対して、以下の通り補助する。 [耐震改修] 耐震改修工事費に要する費用の80%（限度額：115万円、段階的耐震改修工事の補助を受けた住宅は46万円）を補助する。 [段階的耐震改修] 段階的耐震改修工事費に要する費用の80%（限度額：69万円）を補助する。	
	未来創生課	0987-31-1128	景観形成推進事業	「港町油津景観計画区域」及び「城下町飢肥景観計画の重点区域」内において、歴史的町並みの景観形成の創出に貢献するよう市が定める要綱に基づき家屋の修理・修景を行う者に対して、外観にかかる費用の一部を助成する。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの
	水産林政課	0987-31-1135	飢肥杉材利用促進事業	市内住宅の新築や増改築、または事業所の新築を行う場合、地元飢肥杉材の仕様と市内事業者での建築を条件にその木材の使用量に応じた額を補助する。	
小林市	管財課	0984-23-0222	木造住宅耐震化アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等に耐震診断アドバイザーの派遣を行う。また、耐震診断後に安価な耐震改修工法等の助言を行うローコスト工法アドバイザー派遣を行う。	
			小林市木造住宅耐震診断事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			小林市木造住宅耐震改修事業	昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地、土石流などの区域内にある危険住宅の移転に要する費用の一部を補助する。	
			小林市危険ブロック塀等除去事業	所有者が行う危険ブロック塀等の除却について、その一部を補助する。又、当該補助対象危険ブロック塀等の跡に設置するフェンス等について、その一部を補助する。	
	生活環境課	0984-23-8122	浄化槽設置整備事業	浄化槽整備区域（小林市公共下水道事業認可外及び小林市農業集落排水事業採択区域外）で新設を除く、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併浄化槽へ転換する場合に補助金を交付。 補助金額：332,000円（5人槽）・414,000円（7人槽）・548,000円（10人槽）。 また、撤去処分費（単独処理浄化槽から転換する場合、限度額120,000円。汲み取り槽から転換する場合、限度額90,000円）と宅内配管工事費（限度額300,000円）の上乗せ補助あり。	
	商工観光課	0984-23-1174	経済対策小林市住宅等リフォーム促進事業	市民が自己の居住する住宅等を、市内の施行業者を利用して修繕、補修、改築及び増築の工事を行う場合、工事費10%を補助する。（補助上限15万円）	
	地方創生課	0984-23-1148	小林市空き家バンク活動事業	空き家バンク登録物件の賃貸契約が締結された場合に、水回りや家財の撤去などの費用を補助する。（補助上限80万円）	③空き家であることを条件とする改修

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
日向市	福祉課	0982-66-1019	障がい者住宅改修助成事業	一定の条件に該当する障がい者を対象に、手すりの取り付け、段差の解消、床の材料変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え等の改修の一部を助成する。	
	下水道課	0982-54-4175	生活排水対策（浄化槽設置整備事業）	浄化槽（合併浄化槽）の設置について、一定の要件を満たしている場合、費用の一部を助成する。 （※下水道認可区域、農業集落排水事業計画区域を除く）	
			水洗便所等改修資金あっせん制度	くみ取り式便所を水洗便所に改造する方、浄化槽の機能を廃止して公共下水道もしくは農業集落排水施設に接続される方、または排水設備のみ改造する方に対し、一定の要件を満たす場合、市が指定する金融機関に改修資金の融資をあっせんする。期限内に工事を完了し、融資金を完済した方に対して、予算の範囲内で利子補給を行う。	
	建築住宅課	0982-66-1032	建築行為等に係る道路拡幅整備事業	道路後退用地を寄附する場合は、後退用地内の工作物等の撤去費用及び分筆測量・登記費用の負担、後退用地の整備等を行う。	
			ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業	①耐震診断 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成する。 ②耐震改修 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する。 ③耐風診断 瓦屋根の耐風診断に要する費用の一部を助成する。 ④耐風改修 瓦屋根の改修工事に要する費用の一部を助成する。 ⑤危険ブロック塀等除却 危険なブロック塀の除却に要する費用の一部を助成する。 ⑥省エネ等リフォーム 省エネルギー化改修や子育て対応改修、バリアフリー改修などに要する費用の一部を助成する。	
			日向市空家等対策推進事業（危険空家等除却）補助金	次の空き家の要件を満たす場合、その除去に要する費用の一部を補助する。 ●危険空家である場合 ①補助対象費用の10分の3以内（上限30万円） ②補助対象費用の10分の8以内（上限80万円） ※②補助対象者の所得の月額が25万9千円以下 ●未接道空家である場合（細島地区） 補助対象費用の10分の8以内（上限80万円）	①既存住宅（空き家を含む）の解体
			日向市空き家利活用促進事業補助金	空き家バンクの登録物件が、移住者と賃貸または売買契約され一定の要件を満たす場合、次の費用の一部を助成する。 ●空き家の改修工事 補助対象費用の3分の2以内（上限額80万円） ●空き家の家財道具の処分等の環境整備 補助対象費用の3分の2以内（上限額10万円）	③空き家であることを条件とする改修
	教育総務課	0982-66-1036	日向市伝統的建造物群保存地区保存整備事業	保存地区内の伝統的建造物及び環境物件の修理等に要する補助対象経費の8/10以内の補助金を交付する。また、伝統的建造物以外の建築物等の外観を伝統的建造物に模した物件又は調和の取れた物件の修景等に要する補助対象経費の2/3以内の補助金を交付する。	
串間市	都市建設課	0987-55-1133	串間市木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			串間市木造住宅耐震改修総合支援事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する改修設計費及び工事費の一部を補助する。	
	上下水道課	0987-72-1355	安全住宅住替え等支援事業	耐震性がない住宅からの住替えを支援するため、除却工事費又は建替工事費の一部を補助する。	
			浄化槽設置整備事業	公共下水道や農業漁業集落排水処理区域以外の個人住宅や店舗併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住居として使用される建物）で、汲み取り式や単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換をする者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	福祉事務所	0987-72-1123	日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）の移動等を円滑にするための用具で、設置に伴う住宅改修の費用を助成する。	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
西都市	総合政策課	0983-32-1000	民間住宅団地開発支援制度	民間事業者による5戸以上の一定基準を満たす住宅団地の開発に対して支援を行う。	
	建築住宅課	0983-32-1014	西都市木造住宅耐震診断事業	耐震診断を希望する所有者に対して、耐震診断士の派遣を行う。	
			西都市木造住宅耐震改修事業	所有者が行う耐震改修工事について、その一部を補助する。	
			西都市危険ブロック塀等除却事業	所有者が行う危険ブロック塀等の除却について、その一部を補助する。	
	生活環境課	0983-43-3485	浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
			西都市住宅等除却事業	昭和56年5月31日以前に建築された住宅等を、解体・除却する所有者等に対し、費用の一部を補助する。	①既存住宅（空き家を含む）の解体
			西都市不良空家等除却事業	市の定めた基準による不良空家等の要件を満たす住宅等を解体・除却する所有者に対し、その費用の一部を補助する。	①既存住宅（空き家を含む）の解体
	商工観光課	0983-43-3421	西都市住宅改修支援事業補助金	市内在住の方または転入される方が「市内の施工者」に工事を依頼し、居住中（居住予定を含む）の本人名義の住宅の改修工事を行う場合に、改修工事費の20%（上限15万円）を西都商工会議所ギフト券で助成。 【助成の要件】 ・着工前の申請が必要 ・総工事費20万円以上、建築後10年以上経過していること ・令和3年度以降に本補助金の交付を受けていないこと	
		080-6470-4065（移住・定住支援センター）	西都市子育て世代移住促進住宅取得助成金	子育て世代の移住促進を図るため、西都市内に住宅を新築または購入する転入者に対し、助成金を交付。 【助成対象者】 ○本人又はその配偶者が転入者であること ※転入者…西都市への転入予定者で、直近3年間西都市に住所を有しない者（既に転入している場合は、転入前の3年間西都市に住所を有しておらず、かつ申請日において転入後3年以内の者） ○本人もしくはその配偶者が40歳未満であること、又は中学生以下の子どもを養育し、同居していること 【その他の要件】 ○交付決定より前に住宅を取得していないこと（購入する場合は物件の引渡しをしていないこと） ○世帯全員が税の滞納がないこと（交付申請時に住所地の税完納証明書の提出が必要） ○自治会に加入すること 【助成金の額】 ○新築住宅 工事又は購入＋市内業者 200万円 ○新築住宅 工事又は購入＋市外業者 100万円 ○中古住宅購入（空き家等情報バンク登録物件に限る）50万円 重度障害者等が居住する住宅において移動等を円滑にする用具（小規模な住宅改修を伴うもの）を給付する。 ※当該住宅につき1回限り	②中古住宅（空き家を含む）の購入
	福祉課	0983-43-1206	西都市重度障害者等日常生活用具給付等事業		
	健康ほけん課	0983-43-3024	介護保険居宅介護住宅改修	介護保険法の要介護認定者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を給付する。	
			介護保険介護予防住宅改修	介護保険法の要支援認定者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を給付する。	
えびの市	福祉課	0984-35-1115	えびの市障害者住宅改造事業	在宅の障害者（児）の居住に適するよう居室、浴室、トイレ等の改造に要する費用の一部を補助する。	
	市民環境課	0984-35-3731	えびの市浄化槽設置整備事業	住宅で10人槽以下の浄化槽を設置するものに対して、費用の一部を補助する。	
	財産管理課	0984-35-1120	えびの市木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助する。	
			えびの市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	耐震診断の相談・説明・普及活動等にアドバイザーの派遣を行う。	
			えびの市木造住宅耐震改修総合支援事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する改修工事費の一部を補助する。	
			えびの市危険空家除却事業	老朽化等により危険な状態となっている空家の除却工事費の一部を補助する。	
	観光商工課	0984-35-3728	えびの市住宅リフォーム促進事業	自己の居住する住宅の修繕、補修、増改築に要する費用の一部を補助する。	
	企画課	0984-35-3713	えびの市移住者住宅取得支援金交付事業	移住促進を図るため、移住者が自己の居住を目的として市内に住宅を取得した場合にその経費の一部を交付する。	
			えびの市空き家バンク活動事業補助金	空き家を有効活用し、移住促進による人口増加を図るため、空き家所有者又は空き家を賃借する者が、市内業者を利用して改修、清掃、家財道具等の廃棄等を行う場合にその経費の一部を補助する。	④中古住宅を改修して新たに賃貸するもの

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
三股町	企画商工課	0986-52-1114	三股町過疎地域定住促進奨励金	町内の過疎地域に引越した者もしくは、過疎地域に居住していた者で一定条件に該当するものへ奨励金を交付する。（上限80万円）	
			三股町空き家等情報バンク活用促進事業	空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、町内の施工業者を利用して家屋の改修等を行う場合にその経費を補助する。（対象経費の2分の1以内で上限40万円）	③空き家であることを条件とする改修
	高齢者支援課	0986-52-9063	三股町特定高齢者等住宅改修給付事業	一定の要件に該当する高齢者に対して、使用に適する住宅改修に要する費用の一部を助成する。ただし、要介護認定を受けている者は対象外。	
	環境水道課	0986-52-9082	三股町合併浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する浄化槽を設置する者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	都市整備課	0986-52-9066	三股町不良空き家等除却推進事業	一定の要件に該当する不良空き家等の所有者に対して、解体に要する費用の一部を助成する。	①既存住宅（空き家を含む）の解体
		0986-52-9065	三股町木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			三股町木造住宅地震対策促進事業	耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅に対し、耐震改修設計及び耐震改修工事について、その一部を補助する。	
高原町	建設水道課	0984-42-4959	高原町木造住宅耐震診断促進事業	昭和56年以前に建築された戸建て木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			高原町木造建築物等地震対策促進事業	昭和56年以前に建築された戸建て木造住宅の所有者が行う耐震改修（補強設計と改修工事をパッケージで行うもの）に要する費用の一部を助成する。	
	町民課	0984-42-1067	高原町浄化槽設置整備事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めるため住宅（延べ床面積の1/2以上が居住の用に供される家屋とし、別荘は除く。）に浄化槽を設置する者に対して補助する。	
	産業創生課	0984-42-2128	高原町空き家リフォーム事業	高原町空き家等情報バンクに登録された建物を町内の施工業者を利用してリフォームする者に対して、30万円を上限として補助を行う。	
			高原町住宅取得支援金交付事業	住宅を新築又は購入した場合にその要件に応じた支援金の交付を行う。	
国富町	総合戦略課	0985-75-3126	国富町経済・生活支援対策事業	一定の要件に該当する住宅改修をする者に対して費用の一部を助成する。	
			働く若者新築等住宅取得支援事業	本町に定住する者で、一定の要件を満たした新築及び改築・中古の購入や同居の為の増築に対し、奨励金を交付する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			空き家バンク利活用促進事業	空き家バンク登録物件の成約（購入者）に対して、住宅回りの環境整備等に要する費用の一部を助成する。また、購入した物件を除却する場合も除却に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0985-75-9403	障害者住宅改修助成事業	一定の要件に該当する障がい者に対して、使用に適する住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
	町民生活課	0985-75-3816	浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する浄化槽を設置する者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	都市建設課	0985-75-9406	木造住宅耐震診断事業	一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震診断に要する費用の一部を助成する。	
			木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業	一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震診断前後などにアドバイザーを派遣する。	
			木造住宅耐震改修総合支援事業	一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震改修工事費・設計費等に要する費用の一部を助成する。	
			危険空家等解体事業	一定の要件に該当する危険空家等の所有者に対して、解体に要する費用の一部を助成する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	一定の要件に該当するブロック塀等の所有者に対して、除却に要する費用の一部を助成する。	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
綾町	総合政策課	0985-77-3464	若者移住定住促進補助事業	夫婦いずれかが45歳未満または中学生以下の子どもがいる世帯に対し、住宅の購入に要する費用の一部を補助する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
	福祉保健課	0985-77-1114	障がい者住宅改造助成事業	身体障害者手帳の交付を受けている障がい者がいる世帯が住宅改修に要する費用の一部を補助する。	
	建設課	0985-77-3467	浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
			污水处理施設整備推進住宅改修補助事業	高齢者世帯（70歳以上のみの世帯）が、下水道への接続若しくは浄化槽を設置する際に必要となるトイレや台所等の改修に要する費用の一部を補助する。	
			綾町木造住宅耐震診断事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			綾町木造住宅耐震設計事業	耐震診断をもとに、改修に向けた設計に要する費用の一部を補助する。	
			綾町木造住宅耐震改修事業	耐震診断を実施し、改修が必要な木造住宅の改修に要する費用の一部を補助する。	
			綾町危険空家除却事業	一定の要件に該当する危険空家等の除却に要する費用の一部を補助する。	
高鍋町	建設管理課	0983-26-2016	木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。	
			木造住宅耐震改修総合支援事業	耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅に対し、耐震改修設計及び耐震改修工事について、その一部を補助する。	
	健康保険課	0983-26-2008	高鍋町高齢者住宅改造助成事業	一定の要件に該当する介護保険法の要介護者、要支援者を対象に、住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0983-26-2009	障害者住宅改造助成事業	障害者を対象に、浴室、トイレ、スロープ等の改良に要する費用の一部を助成する。	
	上下水道課	0983-22-1601	合併処理浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して費用の一部を助成する。	
	地域政策課	0983-26-2018	高鍋町空き家バンクリフォーム等補助金	空き家バンクに登録された空き家に対して、リフォーム工事や家財撤去等に要する費用の一部を予算の範囲内において助成する。	③空き家であることを条件とする改修
新富町	都市建設課	0983-33-6017	新富町木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その費用の一部を補助する。	
			新富町木造建築物等地震対策促進事業	昭和56年以前に建築された戸建木造住宅の所有者が行う補強設計と耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	
	環境対策課	0983-33-6072	浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して、工事に要する費用の一部を助成する。	
	総合政策課	0983-33-6012	空き家バンクリフォーム等補助金	空き家バンク登録台帳に登録された、空き家のリフォーム工事等に要する費用の一部を予算の範囲内において助成する。 町内事業者利用の場合：補助率1/2 上限額100万円 町外事業者利用の場合：補助率1/4 上限額50万円 家財道具等撤去：補助率1/2 上限額20万円	③空き家であることを条件とする改修

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
西米良村	むら創生課	0983-36-1111	西米良村マイホーム建築祝金	住民の定住促進のため、延床面積60㎡以上等の一定の要件を満たした新築の住宅、併用住宅に対し、100万円を祝金として助成する。	
			西米良村住宅取得祝い金	過疎地域活性化対策として、定住促進、移住対策として延面積60㎡以上等の一定の要件を満たした住宅を取得・購入する者に対し、20万円を祝金として助成する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
	すまいる課	0983-36-1111	西米良村空き家改修事業補助金	移住促進を目的に、一定の要件を満たした移住者が空き家バンク登録物件に居住し改修を行う場合に、最大50万円（補助率は1/2）を補助する。	③空き家であることを条件とする改修
			西米良村空き家利活用推進事業補助金	空き家バンクに登録の物件の所有者が、当該空き家に残存する家財道具等を処分するためにかかる費用の一部を補助する。	
	村民課	0983-36-1111	西米良村浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽を設置する者に対し設置費の一部を助成する。	
			西米良村浄化槽維持管理事業助成金	合併処理浄化槽を適正に維持管理している者に対し、維持管理費の一部を助成する。	
			西米良村木造住宅耐震診断事業費補助	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
			西米良村木造住宅耐震改修事業	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、耐震改修や除却、建替えに要する費用の一部を助成する。	
			危険ブロック塀除却事業	学校から半径500m以内の通学路沿いに設置されている危険ブロック塀の除却に要する費用の一部を助成する。	
			がけ地近接等危険住宅移転補助金制度	がけ地の崩壊等により被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
	福祉健康課	0983-36-1114	障害者住宅改造助成金	一定の要件に該当する在宅の障害者の居る一定の要件に該当する世帯に対し、障害者の日常生活の負担を軽減するため、居室・浴室・洗面所・台所・便所・階段・玄関・廊下又は特に必要と認める住宅の設備・構造等をその高齢者に適応するための改造に要する費用の一部を助成する。（新築、改築及び増築は対象としない）	
木城町	環境整備課	0983-32-4729	がけ地近接等危険住宅移転補助金制度	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
			木城町木造住宅耐震診断事業	平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その費用の一部を補助する。	
			木城町木造建築物等地震対策促進事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震設計及び耐震改修について、その費用の一部を補助する。	
			木城町木造住宅耐震改修事業	昭和56年6月1日以降で平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震改修について、その費用の一部を補助する。	
			木造住宅除却事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の解体について、その費用の一部を補助する。	
			木造住宅建替事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の建替について、その費用の一部を補助する。	
	福祉保健課	0983-32-4733	木城町浄化槽設置整備事業	浄化槽を設置する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
			在宅介護住宅改修事業	要支援・要介護認定者の使用に適する改修に要する経費を助成する。	
			高齢者住宅改造助成事業	高齢者（要支援・要介護認定者）の使用に適する改造に要する経費を助成する。	
	地域政策課	0983-32-4727	障害者住宅改造等助成事業	障害者を対象に住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
			住宅取得奨励金	本町に定住する意志のある者で、個人住宅を新築又は購入し、入居した者にその費用の一部として奨励金を交付する。 ※転入世帯・子育て世帯への加算あり	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			リフォーム・リノベーション支援事業	木城町空き家バンクに登録された空き家の機能を維持もしくは向上させるための修繕・模様替え・改修等の工事に要する経費の一部を補助する。売買又は賃貸契約後1年以内に完了するリフォームにかかる経費に限る。 木城町空き家バンクに登録された空き家を解体（同一組織内の構造物の撤去並びに立木等の伐採含む）した後の跡地に、新たに居住用の住宅または事務所等を設置する場合にあって、その解体に係る費用として事業者が支払う経費の一部を助成する。	③空き家であることを条件とする改修

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
川南町	建設課	0983-27-8013	川南町木造住宅耐震診断事業及び耐震改修事業	所有者が行う耐震診断について、その一部を補助する。耐震診断の結果、改修が必要なものに改修費用の一部を補助する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	所有者が行う危険ブロック塀等の除却について、その一部を補助する。	
			川南町危険家屋解体事業補助金	危険空家の除却について、一定の要件を満たせば費用の一部を補助する。補助対象額の10分の8以内（上限50万円）	
			川南町空家等除却事業	将来周辺に影響を及ぼすおそれのある空家等の除却を推進し、地域の良好な住環境の確保に資するため、空家等の除却について予算の範囲内において補助金を交付する。補助対象空家所在地域ごとに補助率、限度額の設定あり。	
	環境課	0983-27-8010	川南町浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する合併浄化槽を設置する者に対して費用の一部を助成する。	
	福祉課	0983-27-8008	居宅介護（介護予防）住宅改修	介護保険法の要介護者（要支援者）を対象に、住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
	まちづくり課	0983-27-8002	川南町持家取得助成金	自ら居住する住宅を新築又は購入したものに對し、ご夫婦の合計年齢に応じた助成金を交付する。	
			川南町空き住宅改修・片付け事業補助金	川南町空き住宅バンクに登録されている住宅について、売買及び賃貸借に伴い要する改修や片付け等に係る経費の一部を助成する。	③空き家であることを条件とする改修
都農町	建設課	0983-25-5717	都農町木造住宅耐震診断・改修事業	所有者が行う耐震診断・耐震改修工事について、その一部を補助する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	町内学校から概ね500mの範囲における倒壊危険性の高いブロック塀等の除去費用について補助する。	
			定住促進奨励事業	自己の所有する住宅又は自己の居住する若しくは居住する予定の住宅を町内の事業者によりリフォームした場合に奨励金を交付する。	
	福祉課	0983-25-5714	高齢者住宅改造助成事業	高齢者（要介護認定者）の使用に適する改造に要する経費を助成する。	
			障害者住宅改造等助成事業	障害者を対象に住宅改造に要する費用の一部を助成する。	
	住民課	0983-25-5713	合併処理浄化槽設置整備事業	一定の要件に該当する合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。	
	企画課	0983-25-5711	定住住宅取得奨励金交付事業	住宅（新築・中古・建売とも600万円以上）を購入した際に奨励金を交付。	
			保留地等取得奨励金交付事業	保留地を購入し、住宅を新築した者に対し奨励金を交付する。定住住宅取得奨励金交付事業と併用可。	
			都農町空き家家財道具等片付け奨励金交付事業	空き家バンクに登録された物件の所有者もしくは空き家バンクを通じてマッチングした物件に居住予定の者が、空き家の清掃等にかかる費用の一部を補助する。	
門川町	環境水道課	0982-63-1140	浄化槽設置整備事業	汲み取り、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する者に対して工事に要する費用の一部を助成する。	
	建設課	0982-63-1140	門川町木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成する。	
			門川町リフォーム促進事業	プレミアム付住宅リフォーム商品券を販売し、自宅のリフォーム工事費の一部とする。	
			門川町木造住宅等耐震改修事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する。	
	福祉課	0982-63-1140	居宅介護住宅改修	介護保険法の要介護者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
			介護予防住宅改修	介護保険法の要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
諸塚村	建設環境課	0982-65-1129	諸塚村住まい環境整備事業	村内に定住するため及び地域材を利用した住居の新築・増改築等をし、かつ合併浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。基準額3,000千円以下が30%補助、3,000千円～25,000千円以下が5%補助（浄化槽設置工事費を除く）。	
			諸塚村木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象とし耐震診断に係る経費の一部を助成。1戸当たり補助基本額13.6万円に対し13万円（国、県、村の合計）を補助する。	
			諸塚村木造住宅耐改修事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断事業を実施した住宅のうち、耐震補強設計及び耐震改修工事に要する経費の一部を助成する。	
	企画創生課	0982-65-1116	諸塚村空き家改修支援事業	空き家を有効活用し、移住定住の促進のため改修する費用を助成する。限度額200万円（補助率2/3）。※工事費が50万円以上のものが補助対象。	③空き家であることを条件とする改修
	住民生活課	0982-65-1119	諸塚村合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境改善・生活排水による河川等の水質汚濁防止の為、浄化槽法に基づいた浄化槽を設置した場合、予算の範囲内で補助金を交付する。	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
椎葉村	建設課	0982-67-3207	がけ地近接危険住宅移転事業	住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転をおこなうものに対し予算の範囲内において補助金を交付する。	
			椎葉村土砂災害特別警戒区域内住宅支援事業	土砂災害特別警戒区域として指定された村内の区域内に居住する者の定住を支援するため、既存の住宅又は新築の住宅に対して必要となる建築構造の強化及び造成経費の一部を補助する。	
			椎葉村急傾斜地崩壊対策事業	家の裏山や庭先が崩壊する恐れがあり、他の補助事業が利用できない、直接人家に被害の恐れがあるがけ崩れ対策に対して補助金を交付。（事業費の1/2以内上限100万）	
			椎葉村木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
			椎葉村木造住宅耐震補強設計補助事業	椎葉村木造住宅耐震改修事業を実施する者に対し、耐震補強設計に要する費用の一部を補助する。	
			椎葉村木造住宅耐震改修総合支援事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震改修工事及び除却工事、建替工事について、その工事費の一部を助成する。	
	税務住民課	0982-67-3205	椎葉村合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境改善・生活排水による河川等の水質汚濁防止の為、浄化槽法に基づいた浄化槽を設置した場合、予算の範囲内で補助金を交付する。	
	地域振興課	0982-67-3203	椎葉村移住・定住促進住環境整備事業	椎葉村への移住・定住を促進するため一定の要件を満たした住宅の新築、増改築の工事費に対し助成を行う。	
			空き家利活用促進支援事業	移住や定住を促進するために空き家等情報バンクに登録してある椎葉村内の物件を改修して居住する場合、その改修費用の一部を補助する。	③空き家であることを条件とする改修
	福祉保健課	0982-68-7512	椎葉村障がい者・高齢者住宅改造等助成事業	身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けてる者、または介護保険法に規定する要介護者で満65歳以上の者で、その住宅を対象者の住居に適するよう改造する為の費用を予算の範囲内で補助金を交付する。	
美郷町	建設課	0982-66-3618	町単独急傾斜対策事業	崖崩れの発生や発生の恐れがあり、直接人家に被害箇所のがけ崩れ対策に対して補助金を交付。（事業費の10/10以内上限200万）	
			美郷町木造住宅耐震診断事業費補助	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
			美郷町木造住宅耐震改修事業	昭和56年以前に建築された建物の所有者が行う耐震改修について、その一部を助成する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
			一般住宅建築支援事業補助金	町内業者に発注、宮崎県産木材を使用する等の一定要件を満たした住宅の新築、増改築に対し1/2補助する。（上限100万円）	
	政策推進室	0982-62-6203	美郷町空家利活用推進事業補助金	空家の所有者が空家の利活用（移住や定住を希望する方に対し、賃貸や売買をするため）家の中にある家財の片付けや廃棄処分に係る費用を助成します。 ・補助率1/2（上限20万円）	
			美郷町空家対策支援事業補助金	定住促進を図るため、町内の空家等のリフォームに係る費用を助成します。 ・補助率1/2（上限50万円）	
			美郷町老朽危険家屋等除却促進事業補助金	建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年5月31日以前）に建築され、倒壊等のおそれや将来的に特定空家となる可能性がある空家等の除却及び処分に係る費用を補助する。 不良住宅：補助率4/5（上限80万） その他建築物：補助率1/2（上限40万円）	①既存住宅（空き家を含む）の解体
	町民生活課	0982-66-3604	合併浄化槽設置整備事業補助金	住宅又は併用住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対して5人槽80万円、6～7人槽で92万8千円、8～10人槽で117万6千円の補助金を予算の範囲内で交付する。	
			合併浄化槽維持管理補助金	自己の居住の用に供する建物に合併浄化槽を設置した者、公民館又は集会所（町が直接管理する物を除く）に設置された合併浄化槽を管理する代表者に、定期検査に要する費用（3,800円）に、浄化槽法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃に要した経費（年額14,000円を限度とする。）を加算した額を補助する。	
	健康福祉課	0982-66-3610	高齢者住宅改造助成金	一定の要件に該当する在宅の要介護高齢者の居る一定の要件に該当する世帯に対し、高齢者の日常生活の負担を軽減するため、居室・浴室・洗面所・台所・便所・階段・玄関・廊下又は特に必要と認める住宅の設備・構造等をその高齢者に適応するための改造に要する費用を一部助成する（新築、改築及び増築は対象としない）。	
			障害者住宅改造助成金	一定の要件に該当する在宅の障害者の居る一定の要件に該当する世帯に対し、障害者の日常生活の負担を軽減するため、居室・浴室・洗面所・台所・便所・階段・玄関・廊下又は特に必要と認める住宅の設備・構造等をその高齢者に適応するための改造に要する費用を一部助成する（新築、改築及び増築は対象としない）。	
			居宅介護住宅改修費	介護保険法の要介護者を対象に住宅改修に要する費用の一部を助成する。	
			介護予防住宅改修費	介護保険法の要支援者を対象に住宅改修に要する費用の一部を助成する。	

市町村名	所管課名	連絡先	事業・制度名	概要	空き家への適用
高千穂町	福祉保険課	0982-73-1202	障害者住宅改造成事業	在宅の障害者のいる世帯に対し、障害者に適する住宅改造成に要する費用の一部を助成する。	
	町民生活課	0982-73-1203	合併処理浄化槽設置事業	下水道処理計画区域外で、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。	
	企画観光課	0982-73-1207	高千穂町移住・定住住宅改修事業	町外からの転入者及び、転入者を受け入れる賃貸住宅の所有者が住宅の改修工事(増改築、修繕、補修)を行う際に、経費の一部を補助する。	
	保健福祉総合センター	0982-73-1717	居宅介護住宅改修費	介護保険法の要介護者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
			介護予防住宅改修費	介護保険法の要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
	建設課	0982-73-1210	住宅リフォーム促進事業	自己の居住する住宅等を町内の施工業者を利用して修繕及び補修等の工事を行う場合にその経費の一部を補助する。	
			木造住宅耐震診断事業	昭和56年以前に建設され、住宅を主たる用途とする等の要件を満たした木造建築物について、耐震診断を希望する者が耐震診断士による耐震診断を実施する場合にその経費の一部を補助する。	
			木造住宅耐震設計・改修事業	昭和56年以前に建設され、住宅を主たる用途とする等の要件を満たした木造建築物について、耐震設計・改修を実施する場合にその経費の一部を補助する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去の費用の一部や、新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
日之影町	農林振興課	0982-87-3804	日之影町木造住宅建築支援事業	対象新築住宅に係る固定資産課税額の1/2相当額を、固定資産税が課せられる年度から5ヶ年に限り交付する。	
	建設課	0982-87-3805	日之影町木造住宅耐震診断事業費補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断について、その一部を助成する。	
			日之影町木造住宅耐震改修設計事業費補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震改修設計について、その一部を助成する。	
			日之影町木造住宅耐震改修事業補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震改修事業について、その一部を助成する。	
			がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
	町民福祉課	0982-87-3802	合併処理浄化槽設置事業	浄化槽を設置する者に対して、費用の一部を負担する。	
	保健センター	0982-73-7521	居宅介護住宅改修費補助	介護保険法の要介護者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
			介護予防住宅改修費補助	介護保険法の要支援者を対象に、住宅改修に要する費用の一部を保険給付する。	
五ヶ瀬町	福祉課	0982-82-1702	日之影町移住者居住支援事業補助	移住者などが町内の空き家の購入又は改修、空き家の家財道具等処分、住宅新築、既存住宅の改修等を行う場合、予算の範囲内においてその費用の一部を補助する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			日之影町空き家活用定住促進事業補助	空き家利用者又は空き家所有者等が行う空き家に居住するために必要な費用について、予算の範囲内においてその費用の一部を補助する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
	建設課	0982-87-3801	日之影町三世帯同居支援事業補助	三世帯家族の同居に伴う住宅新築又は既存住宅等の改修工事を行う場合、予算の範囲内においてその費用の一部を補助する。	
			五ヶ瀬町障害者住宅改造成事業	対象障害者の日常生活の利便を図るため、既存住宅の設備・構造を、その障害者に適応するように改造するための経費を、予算の範囲内において40万円を限度に助成する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入
			合併処理浄化槽設置事業	浄化槽を設置する者に対して、費用の一部を負担する。	
			木造住宅耐震診断事業	町内に存する昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断について、費用の一部を助成する。	
	建設課	0982-82-1713	木造住宅耐震改修総合支援事業	一定の要件に該当する木造住宅の所有者に対して、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。	
			安全住宅住替え等支援事業	耐震診断の結果、耐震性がない木造住宅を除却又は建替えるために要する費用の一部を助成する。	
			危険ブロック塀等除却促進事業	小学校から概ね半径500m以内の通学路沿いに設置されている危険ブロック塀の除却に要する費用の一部を助成する。	
	建設課	0982-82-1713	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊や土石流などにより被災する恐れのある区域内に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、移転者に危険住宅の除去や新たな住宅などの建設に要する経費を借り入れた場合にその利子を対象として補助金を交付する。	
			五ヶ瀬町低炭素木の住まい助成事業	自ら居住する住宅を町内に新築又は増築（500万円以上の経費を要する工事であること）する経費を、町産材使用量1㎡当たり2万円とし、40万円を限度に助成する。	②中古住宅（空き家を含む）の購入